

第3回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第3回橋本市自治基本条例策定委員会	
日時	平成29年7月24日(月)午後1時00分～午後3時30分	
場所	三重県 名張市	
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 堀江 佳史 乾 幸八 西川 一弘 前田 陽一郎 田村 亜美 山本 光子 遠藤 和美 戸島 浩子 森田 知世子 隅田 秀浩 土田 淳子 柴田 香織 野村 昌子 大山 善久 【出席委員：15名】
欠席者	委員 (敬称略)	平家 利也 森川 嘉久 小林 俊治 東 美樹 岸田 昌章 【欠席委員：5名】
次第	1. あいさつ 2. 説明 (1) 名張市自治基本条例について (2) 名張市ゆめづくり地域予算制度について 3. 質疑応答	
資料	資料1 名張市への質問(抜粋) 資料2 名張市への質問一覧 資料3 名張市ゆめづくり地域予算制度 平成28年度版	

《次回策定委員会日程について》

- 策定委員会 平成29年9月29日(金)午後1時30分～
 - 小委員会 平成29年8月17日(木)午後7時～
- ※小委員会の傍聴は橋本市自治基本条例策定委員のみ可能。

1. あいさつ

●委員長

本日は私どものためにお時間を割いていただき、ありがとうございます。橋本市自治基本条例策定委員会は 20 名からなります。従来の市の審議会から逸し、公募委員 7 名、女性が 9 名の構成となっており、これから橋本市を担っていく世代が中心となっています。委員会として初めての視察ですので、基本から優しく正確に教えていただければと思います。自治基本条例は、作るだけでは意味がないと思いますので、作られてからどんな効果があったのか、風化していないか、現在の一番の問題は何か、また、私どもはまだ作る過程にありますので、後発で取り組んでいる私ども委員会に是非ご助言、ご説明をいただければと思います。考え、議論し、行動する策定委員会にしようとして取り組んでおりますので、何卒ご教授のほどよろしく願いいたします。

●名張市概要（三重県名張市 総合企画政策室）

昭和 29 年 市政発足。大規模な住宅開発により、関西圏のベッドタウンとして人口急増。昭和 22 年当時 3 万人程度の人口が、平成 12 年には 8 万 5 千人を上回る。その後は人口も微減傾向にあり、平成 29 年 7 月 1 日現在で 7 万 9433 人となっている。昭和の住宅開発に伴い、団塊の世代の方が一気に名張市に定住し、その結果、昨今全国平均を上回るようなスピードで高齢化が進んでいる。併せて核家族化も進行。人口は減っているが世帯は増えている状態。

こういった事情を踏まえ、名張市は「福祉の理想郷」を市政運営の理念に掲げ、老いも若きも男性も女性も、障がいや難病のあるなしに関わらず、すべての市民の社会参加を目指し、市民主権を前提としたくらしのまちをテーマに各種の施策を推進している。

とりわけ、全国に先駆けてスタートした名張版ネウボラという子育て支援が現在も全国から注目されている。子育てをすすめていく上において重要となり、小児救急医療センターも開設し、24 時間 365 日体制で動いている。小児救急医療センターも開設。

子どもの見守り、高齢者の介護等、地域によって様々な課題があるが、そういった課題や実情に応じた取り組みを市民自ら進めているところが名張市の強みであると考えている。これは、地域づくり等長い年月をかけて取り組んできたことの大きな成果である。今後名張市がまちづくりを進めていく上においても基盤になる部分だと考えている。

ただ、財政が非常に厳しい状態が続いており、財政的にまったく余裕がない状態。平成 14 年亀井市長就任、同年 9 月に財政非常事態宣言発令、15 年経過した現在でも非常事態宣言は解除されていない。市政一新プログラム、財政健全化計画等に基づき様々な行財政改革を進めてきており、職員の給与カット、職員数削減もすすめ、平成 28 年 4 月より固定資産税の超過課税をスタート。市民の皆様には大きな負担をかけている状態。

市民の自発的なまちづくりの取り組みについて、なぜ名張市はこんな取り組みができるのかとよく聞かれるそうだが、その度に市長は「市にお金がないからだ」と笑って話しているよう。市にお金がなく、市がやらないので、市民は自分たちでやらないと行政は当てにならないと考えている状況。ますます加速化する人口減少、少子高齢化社会をはじめとする様々な課題に対して、このような財政状況で今後どのように対応していくのかが大きな課題である。

2. 説明

(1) 名張市自治基本条例について（三重県名張市 総合企画政策室）

I. 条例制定の意義

●自治基本条例制定の意義

- ① 新しい市民自治を確立するために、自治体運営の基本原則を体系的に明らかにする。
- ② 名張市にあった独自の自治体運営の仕組みを確立する。
- ③ まちづくりの仕組みを市民にわかりやすく、共感・共有できるようにする。

●条例制定までの市民参画にかかる取り組み

- 平成 14 年 9 月 パブリックコメント制度の制定
 - 平成 15 年 2 月 市町村合併の可否に関する住民投票の実施（結果、単独市政）
 - 平成 15 年 4 月 ゆめづくり地域交付金制度の創設
 - 平成 15 年 10 月 市民と行政の約束制度
 - 平成 16 年 4 月 市民活動支援センターの設立
- 協働のまちづくりを推進するための仕組みが概ね整う。

●条例検討体制

- 市民自治検討委員会（15名）
- 庁内検討体制：検討委員会、主管室長会議、庁議
- 議会：総務企画委員会、重要施策調査特別委員会

●条例に盛り込むべき内容について

- ・自治の理念（市民自治、団体自治）→前文、第1条
- ・自治（市政運営）の基本構造・原則→第3～27条

- ・市民自治（市政への市民参画）の仕組み→第 28～32 条
- ・都市内分権（住民自治）→第 33～36 条
- ・条例の最高規範性→第 37 条

II. 条例の概要

●自治の原則：人権尊重・情報共有・参画と協働

① 市民と市議会の関係

市民⇒市議会：陳情・請願、会議の傍聴

市議会⇒市民：会議の公開、情報提供など開かれた議会運営

② 市議会と行政の関係

市議会⇒行政：条例の制定改廃・予算などの議決、市政運営の監視・けん制

行政⇒市議会：条例・予算などの議案の提出、市政方針とその達成状況を説明

③ 市民と行政の関係

市民⇒行政：住民投票の請求（住民のみ）、意見などの提出、審議会などへの参画、
情報公開請求など

行政⇒市民：政策の立案・実施・評価の各段階でのわかりやすい説明、積極的な
情報提供・情報公開・個人情報保護、コミュニティ活動などへの支援

●市民の権利と役割（名張市自治基本条例 第2章）

市政に関する情報を知る権利、市政に参加する権利。

自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりへの参画に努める。

公共の福祉の増進に努め、地域の発展、環境保全に配慮する。

●市議会の役割と責務（名張市自治基本条例 第3章）

市の意志決定機関として、条例や予算、重要な計画などを議決する。

市政の運営を監視、けん制する。

市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努める。

●行政の役割と責務（名張市自治基本条例 第4章）

市民と情報を共有し、市民参加による市政を進める。

市長は、市を統轄し、公正かつ誠実に市政を運営する。

職員は、市民の立場に立って、職務を遂行する。

●名張市自治基本条例のポイント

①市政への市民参画

政策の立案、実施、評価に至る全ての段階への参画を保障する。

②コミュニティ活動

市は、区や自治会など基礎的コミュニティの役割を尊重し、活動を振興する。

市は、一定のまとまりでコミュニティ活動を行う地域づくり組織の意志を反映させる。

③協働のまちづくり

市は、個人・企業・各種団体・組織等のそれぞれの特性を理解、尊重し、協働してまちづくりに取り組む。

市は、多様な主体が公共的サービスの担い手となるようにする。

●自治基本条例における「新しい公」について

「新しい公」とは、市民や市民団体、企業など多様な主体が社会の担い手として「公」の活動に積極的に参加し、行政と市民等がお互いの役割と責任を自覚しながら、パートナーシップのもと力を合わせて、まちづくりに取り組む新しい社会を指す。

(2) 名張市ゆめづくり地域予算制度について（三重県名張市 地域環境部）

1. 地域予算制度創設の背景

平成7年頃より、危機感から自発的なまちづくり活動が各地域で始まる。

→「まちづくり協議会」として組織化。

名張市へ様々な要求が行われるとともにまちづくり計画を策定。

名張市からは地域振興推進チーム員を任命、財政的支援が行われる。

2. 地域予算制度創設のきっかけ

平成14年4月亀井市長就任

→財政非常事態宣言

→行財政改革の推進

→地方分権の推進、財政の健全化

→市政一新プログラム策定

⇒地方自治の確立（ゆめづくり地域予算制度が大きな柱となる）

3. 地域予算制度創設の経緯

(1) 第1ステージ：交付金化

平成15年3月 「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」制定

・ゆめづくり地域交付金の概要

地域向け補助金：平成14年度実績約38,000千円

↓（ゴミ集積かご設置、地区婦人会活動、青少年育成団体活動、老人保健福祉習慣）

↓

一括交付金：基本額＋加算額＋ α

（地域づくり組織の活動原資、住民の合意に基づくまちづくり事業であれば

使途自由、ハード・ソフトは問わない、宗教・政治活動はダメ）

（※積算根拠、地域づくり組織への交付金額一覧は名張市ホームページ参照のこと）

(2) 第2ステージ：組織見直し

平成21年 地域づくり組織条例制定⇒都市内分権の推進

↓

交付金の拡充（加算額の追加）＋市民の理解（住民組織の進化）

・地域づくり組織とは

小学校区単位、住民主体のまちづくり組織

地域のことは地域で考えてもらう、小さな行政

・地域づくり組織条例の概要

①目的：組織の設置、事業やゆめづくり地域交付金について定め、名張市の都市内分権を推進

②理念：基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が協働し、住民主体のまちづくりを推進

③用語：基礎的コミュニティ、地域づくり組織等地域づくりを進めるための用語を定義

④交付金：地域づくり組織の活動支援として、ゆめづくり地域交付金を交付

(3) 第3ステージ：地域ビジョン

・地域資源を活用し、地域の課題を解決するため10から20年先の将来像を示した計画の実現→地域ビジョン策定（平成24年3月 全地域が策定）

・平成24年4月 市の機構改革

①地域部 地域担当監（3名専属）の配置

②名張市総合計画の地域別計画への位置づけ

③ゆめづくり協働事業提案制度スタート、平成 25 年度事業実施

④平成 28 年 4 月 公民館から市民センターへ

市民センター：地域づくり活動、生涯学習活動、地域福祉活動の拠点

地域住民の自由な発想を尊重し、地域において様々な発想を試行・実現できる
幅広い市民活動の拠点として活用。

名張市では、「公共」は、行政のみが独占的に担うという考え方を改め、地域コミュニティ等と行政が協働で担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまう領域や内容のサービスと提供できる」といった考え方が広まりつつあり、「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化している。

また、市からの委託事業の受託やコミュニティビジネスの実施など、ゆめづくり地域交付金のみに頼らない活動も広がり、地域の雇用も生まれつつある。

4. 成果と今後の課題

●成果

- ・住民主導のまちづくりを徐々に実現
- ・行政頼み、補助金頼みの意識

●今後の課題

- ①地域づくり組織の認知度の向上
- ②人材の発掘、育成（地域づくり組織の継続・発展）
- ③運営の適正化
- ④会計処理の明確化

3. 質疑応答

●事前質問の補足説明（資料 1 参照）

1. 市議会議員とのトラブル等

市議会議員とのトラブルについては記録なし。重要施策等調査特別委員会等で条例素

案文を説明し、徹底して理解を求めよう努めた。

自治基本条例制定の効果等について、自治基本条例は基本的なまちづくりのしくみやルールを定めたものであり、すぐに何かが変わるということではなかったが、市民への情報提供や説明責任を条例に規定することで、市民や行政が何をするか、何をしなければならぬかが明確になり、審議会やパブコメなどの市民参画や協働の仕組み、住民投票の仕組みを整えた。その結果、市民が市政に参画する機会を保障することができ、地域における自治力が高まってきたというプラスの効果があったと考える。

また、議会においては自治基本条例の検討委員会の中で議員立法がなされていないという意見もあったが、最近では積極的に議員立法されており、独自の条例が制定されている。市民に開かれた議員の取組が進んでいることも、自治基本条例制定の効果ではないかと考える。

6. 最高規範と位置づけた理由

同じ条例であるため法律的な序列から言うと差はないが、優先順位は自治基本条例が上であるとし、この規定があるがゆえに、条例の基本原則、基本理念に関することに政治的責任が発生すると自治検討委員会で議論した。

7. 住民への意識付けのため策定過程で工夫したこと

市民に対する情報提供、市民の参画を促す取り組みとしては、検討委員会で市民公募を行うとともに、市広報、市HPへ掲載、パブコメの実施、議決・公布後、施行までの半年の間に14地区で説明会を開催。全体で453人参加、市からは市長、企画財政、市民活動、危機管理、まちづくり関係部局より担当職員が出席、市民自治を推進する新たな仕組みについての説明会を実施。

10. 名張市自治基本条例 第5条に対する市民の感情・感想

市民説明会の中で、自治基本条例の制定によって、市民の責務を規定することは市民に縛りをつけることに繋がるのではという意見もあったが、自助・公助・共助の理念に基づき、小さな制度を作る必要があるため、自治基本条例制定により市民の責務を明確に規定したと説明した。

また、「新しい公」という方向は理解できるが、現実には市民の意識は逆の方向を向いているのではないかと、自治基本条例は市民の自立、自己責任を明確するとともに、地域との関わりなど市民のありようを変えていこうという重大な意味を持つ条例と考える、条例制定にあたって、市民が地域との関わりを考え、帰属していくよう促すような仕掛けを市に求めるといった意見ももらっている。

12. 名張市自治基本条例 第 33 条・第 34 条について

ゆめづくり交付金発足時、組織を整頓しないままにしたことが、その後課題となって平成 21 年に区長制度廃止へ繋がる。基礎的コミュニティをないがしろにはしない、まちづくり活動をしていく中では重要なものであると、自治基本条例の中で自治会について謳っていることがポイントかなと思う。

14. 名張市自治基本条例 第 25 条 行政評価について

行政評価について、各事務局が施策評価と事務事業評価の二段階で自己評価を行い、副市長を委員長として内部職員で構成する行政評価委員会で各施策の総合評価を実施。内部での評価・検証に加えて、内部評価結果を市広報や市 HP へ公開し、一定期間意見募集を行い、事務事業改善に向けた参考としている。部局ヒアリングや市長ヒアリングで事業推進に向けた課題をはじめ、取り組み結果の評価や今後の方向性についての検討を行い、翌年度の当初予算等に反映させる等、より効果的で効率的な事業推進や見直しに活用している。

18. 名張市自治基本条例に危機管理規定を設けた趣旨

検討委員会の中で、防災の地域との連携の根拠条例となると提案があり、規定した。

19. 名張市自治基本条例に財政、監査、行政評価を設けた趣旨

自治基本条例は名張市の自治の基本ルール。市の果たすべき役割や責務、市政運営の運営など自治体としての枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働について定めておくことが重要と判断した結果、財政、監査、行政評価の項目についても本文中に設けている。

20. 名張市自治基本条例に住民投票にかかる規定を設けた趣旨

住民投票については住民投票条例を制定している。名張市では、名張市に住んでいて将来にわたっても名張市に住み続けるであろう人たちに、将来において名張市の住民全体に直接関わってくる問題については、名張市の住民としてその意志を問う必要があるという考えから、投票者の資格要件等を定めている。

26. 「市民も変わってきた」と感じること

補助金頼みではなくなった。今まで地域はイベントをする団体だったが、今後少子高齢化が進む中で、まちづくりを持続可能にしていくためには、限られた交付金を活用するためにはイベントばかりではもったいないという思いになった。その結果、敬老会の催しがなくなって、地域ささえあい事業に変えていくというような事業展開を図るまちづくりの活動に変わってきている。

28. 市民センター利用状況

平成 28 年度実績では延べ人数 29 万 4,059 人。毎年増加傾向にあるが、人数を増やすことが目的ではない。地域では、主催講座の内容やサークルの内容等について、自分ひとりの個人的な教養のためではなく、どう市民活動関係につなげていくのかという内容に変えていくことを目標においている。

29. 地域づくり協議会のPR活動について

広報、HP 等で様々なPR活動を地域で行っている。市の方からは毎年実践交流会という自分たちの地域づくり活動の自慢大会をしている。

30. 普及・啓発活動について/31. モチベーション維持の方法について

ゆめづくり協働塾を平成 25 年から地域の人材育成や組織の向上のために開催。何度も何度も、自治基本条例や地域づくり組織条例の内容を皆さんにお伝えしている。

36. 公民館の地域委託について

平成 15 年のゆめづくり地域交付金発足後、ある地域から、まちづくりをする拠点施設がほしいというお願いがあった。今までは公民館は直営で市職員が行っていたのを、職員を引き上げ、地域委託に変更。平成 17 年 10 月には、全地域で地域委託の形となった。名張市の場合は、地域の方から拠点場所がほしいという要望をもらい、それを見たほかの地域もマネをするという形で、スムーズに地域委託が進んでいった。

39. コーディネーターについて

情報交流センターという、市民の広域的な活動をするための情報の提供の場所等で行っている。そこで様々な広域的な活動の場をつなぐ、コーディネートしている役割を持っている。他にも、地域担当監が地域からの思いを聞いて、多様な主体や行政、その他の部分と繋ぐ役割をもっていたり、地域づくり組織の代表者会議がその役割を担っていたりする。

●追加質疑

(委員)

15 地域にそれぞれ交付金を出しているということだが、毎年予算決算は行っているのか。それは市の職員がやるのか。

(回答)

地域で総会を行っている。予算も決算も地域の総会で民主的な合意形成を行っている。条例にも謳っている。15 地域の中にある区もそれぞれで総会や決算等を行っている。区にお金を渡している地域もあれば、区費のみで区の運営している地域もある。それも総会で住民の合意形成の上で行っている。地域は市からの交付金や、それ以外のコミュニティビジネスで得たお金についても決算報告を総会で行っている。コミュニティビジネスは、たとえばカフェや、市の遊休地を地域が借上げて、駐車場整備を行ったりといったものがある。

(委員)

橋本市では地縁法人を持っている区がある。区長等三役が代わると行政への報告が必要になるが、それはどのような形で行うのか。総会の資料等はどうしているのか。

(回答)

地縁法人では役員変更の際の報告はもらっているが、総会の資料まではもらっていない。市としては、区や自治会へは総会の資料は求めているが、区や自治会の集合体である地域づくり組織に対しては市から指定管理料や交付金を渡しているので、収支決算をしてもらっている。地域づくり組織の中には、一般社団法人をもっている地域もある。

(委員)

他のNPO法人等も持っていたりするのか。広域の団体と公民館を持った団体の関係性はどうなっているのか。

(委員長)

15 の地域づくり組織はどの程度法人化されているか。法人化されていないところにおいても公金を出すという根拠はどうなっているのか。市民センターの地域委託について、契約主体として地域組織に法人化しているところはどれくらいあるか。なくても指定管理で委託する根拠は。

地域交付金の基本額等の根拠となる数字がよくわからない。

(回答)

法人等内訳・詳細に関しては名張市ゆめづくり地域予算制度資料(名張市ホームページ)を参照。地域づくり組織を地縁法人にするのはなかなか大変。地域づくり組織に合う法人制度を国に求めている。

任意団体を指定管理や交付金の対象とすることに関しては、地域づくり組織条例で謳っている活動にあたって、信頼によって対象としている。社会の中では法人制度という

ものが信頼性に関してとても重要ではあるが、市の部分については地域づくり組織条例の中で制定されて、住民の方との合意形成を得ている組織であれば OK という形で行っている（地域づくり組織条例第5条）。

補助金を廃止し、交付金化した際、すべての地域で地域づくり組織は作れないだろうと議会から附帯決議はついたが、敬老会の催しができなくなったことで、何かわからないけれども作らなければ仕方がないとすべての地域に地域づくり組織ができた経緯もある。

（委員）

まちづくりの協議会の会長になっているのは主にどんな人なのか。その会長はどれくらいの間続いているのか。かなり地域の権力が集中する立場になると思うので、どう選ばれているのか、長年行うことで地域の権力者となってしまうことはないのか。

公民館の職員について、橋本市では市職員が担っているが、公民館の運営委員長というものがある。もし協議会で職員を雇うような形になれば、協議会が人事権を持つてしまうことによって問題が起り得るのではないかと思うが、そういったところも地域任せで委託している状態なのか。

（回答）

当初は区長会の会長が地域づくり組織の会長になることが多かった。今現在は長い人で立ち上げ当初から担ってくれている人もいる。地域によっては毎年変わる地域もある。どちらも課題はあるが、地域の総会により、住民の合意形成を得ることで担保している。今年は6地区変更となった。

地域任せにしているところは確かにあるが、そのためにやはり法制度が必要になる。地域から様々な声を聞いているが、一生懸命ゆめづくり協働塾を通して呼びかけを行っているような状態。

（委員）

補助金を交付金化した一方で会計処理の明確化が大切なことであると感じた。名張市も会計検査を受けていると思うが、これに対する事業評価はどうしているのか。積算根拠等も厳しく言われるのか。

（回答）

ゆめづくり交付金は地域の総会でしっかり合意形成を得ることとしている。指定管理は市の監査で5年に1回程度調査を行っている。ゆめづくり交付金は使途自由であると掲げているので、しっかり地域の合意形成を得てもらうことで運営できている。また、地域担当監が各地域に足繁く通っており、地域の会計事情についても確認している。年

に1回、担当監以外の職員も各地域を回って会計処理の明確化について指導、チェックを行っている。

(委員)

公民館が市民センター化したことについて、あえて市民センターに変えなければなかった理由は。

自治基本条例の策定前と策定後について、行政職員の間から見て条例があることによってこの施策が進めやすくなったとか、ある施策を進めるにあたって自治基本条例のこの条文を拠り所に行っているとか、そういったことはあるか。

(回答)

公民館ではある一定以上の発展が見込めなかった。また、公民館を地域づくり活動の拠点としていたが、生涯学習と地域づくり活動は両輪であり、一緒に活動をしていくというものができなかった。やったところでまた元に戻ってしまうというのが地域の状態であった。公民館条例を廃止し、もっと進んだ活動、広域的なコミュニティビジネスをする場に変えたということ、生涯学習だけではなく、生涯学習にまちづくり活動を加えることで、もっと発展し、融合した課題解決に繋がる、市民の方に関係する活動に変えていけるということで、名称も変更し、社会教育法の枠も外し、地方自治法の施設に変えた。教育委員会とのせめぎ合いは相当あったが、地域づくり代表者会議の中で、公民館をもっと地域課題の解決に向けた拠点に変えてほしいという提言があり、その結果、今後もっと生涯学習や社会教育が発展するためには社会教育の枠を外すことが望ましいとの回答を得た。

自治基本条例に定めてあるのでこうしてください、ということはほとんどなかった。まちづくりの方向性、市民と協働で進めていく市民主権のまちづくりだと前面に押し出した中で、それを条例に位置づけて明確にしていこうとやや後付けな形で条例が制定されているので、それを盾にして市民へどうこうということは特にない。

(委員)

地域づくり組織の15ブロックの中で、もっと小さいコミュニティの枠で地域づくり活動等活かしてきれていないということはあるのか。あるのであれば、それに対するサポートは行っているのか。

(回答)

区や自治会で担う部分と、地域づくり組織で担う部分がそれぞれによって異なる。区や自治会でできないことは地域づくり組織で、もっと住民に寄り添う必要があるようなところでは区や自治会にお願いするとか、お互いに補完し合っている。地域づくり組織

の活動にも、人口等の関係もあり差がある。今まではひとつの地域で何もかもできる地域を目指していたが、今後高齢化が進み様々な課題が出てくる中では、例えば防災の部分はこの地域と連携する、福祉の部分はあの地域から手伝ってもらおう等、多様な主体との連携に現在は重きを置いているところである。ひとつの地域ではできないことを支えあう、横の区や地域づくり組織と連携するとか、様々な工夫でなんとか頑張っていたというのが現状。

4. 委員感想

(委員)

いろいろな話を聞いてよかったと思う反面、自分自身が勉強不足なこともあって、条例からの広がりがあったようなないような、どこまで機能しているのかが自分としてはわかりづらかった。自治体を新しく 15 ブロックにする事業をするにあたって、中心になる人たちは話しをわかっているだろうが、住民としてその地域にいる人たちはどこまでわかっているのか、わかっているのか、という疑問が残った。

(委員)

制定した自治基本条例が、暮らしている人すべての人のものにちゃんとなるのかどうかということが不安になった。また、せっかくの視察なので、行政の方だけではなく実際に活動している住民の方との話も聞けたらよかったなと思った。

(委員)

自治基本条例制定後の話についてはまだ相当道半ばに思えた。たとえば条例との整合性の話はどうなっているのか、補助金を交付金化したそれを実施していく中でその事業自体のレビューはどうしているのかがはっきり見えなかった。制定から 10 年以上経過してもそのからくりが明確化されていない点に関しては、名張市も道半ばかなと思う。自治基本条例制定後の橋本市の市政は、なぜそういった状態になっているのかという反省事項も反映させたものにしてもらいたいと思った。

(委員)

本日参加して思ったのは、大変な委員会に入ってしまったということ。痛感している。これから大変なことになると感じている。勉強次第でなんとかなると思っはいるが、どうぞよろしくをお願いします。

(委員)

名張市と同じようなことをし、小学校区単位で地域づくり協議会を作るとなれば、大変だなというのが正直な感想。地域の人がやろうという気になるのは相当難しい、これからかなり時間がかかることかなと思った。

(委員)

公民館単位だと大きな単位になるので、どうなのかなとも思う。ただ、怖いというような思いはあまり感じておらず、名張市は市民が自信を持って変わったと断言しているように感じ取ったので、わくわくするというか、これからの年月も楽しみになるのかなという感想を持った。

(委員)

聞いているうちに、自分の地区は自治体としてどうなのか、やっていけるのかと思った。高齢化の進んだ中で、区長の交代やいろいろなことが起きた場合どうなるのかなと気になった。心配になった。

(委員)

名張市の場合も都市部と田舎でわかれていると思うが、地理的に見て、橋本市の方が過疎地と中心部の落差が激しいような気がしている。現在名張市では地区による落差はないのか気になった。橋本市で公民館単位のフォーラムを開いたときも自分の地区からはあまり参加者がいなかった。今後もそうだと思う。これからどうなるのかと不安。名張市の場合は過疎の地域でもリーダーがいて、落差なくうまくやっているのかどうか気になった。

(委員)

今日話を聞いて、自分の地区やばい！と危機感を感じた。みんな自治会に触れないようにしようと生活している中で、名張市のようにになると自分が住んでいる地区は落ちこぼれてしまうのではと思った。思ったが、これから先の心配ばかりしても仕方ないので、そうならないための自治基本条例を作ればいいんだと考えた。今日は、自分たちが目指すであろうビジョンが少し明確になったような気がして、ちょっとわくわくしてうれしく感じている。

(委員)

百聞は一見に如かずということで、どんなことをやっているのかと視察へ行ったが、こんなにしんどいこともやっているのかということを感じた。議員がどんな立場になっ

たのかも聞きたかった。区の推薦を受けていた議員もいたのか、今はそれがどうなっているのか、もしなくなっているのなら地域と議員の距離は離れてしまうことになっているのかなあと気になった。地域に任せているとしきりにいっていたので、市役所のOBが地域づくり協議会に入っているのかなと思った。また、名張市の取り組みを再現するのはハードルが高いなというのが正直な感想。名張市はよくできていると感じた。

(委員)

素敵な実践をしているなど感じた中で、ポイントは人なのかなとすごく感じた。職員も地域の中のリーダーもとても大切。リーダーだけではなく、より多くの人が同じ方向を向くような意識改革が難しいので、自治基本条例制定までの間にもそれがどんどん広がっていくような方法があればいいのにと考えた。名張市で地域が自発的にまちづくり協議会を立ち上げるに至った危機感を、橋本市の中でも持てないのかなと思った。橋本市と名張市が違うところは、公民館がもう少し強いところかなと感じている。公民館とうまくやって、人が育つ、お互いに育ち合えるような地域になったら人が生きて、活きた人がもっとたくさん増えていくのかなと思った。

(委員)

正直、この段階で視察に行って得るものがあるのかという不安や疑問もあったが、行ってみてその疑問は払拭された。ちゃんと問題点を抽出してちゃんと質問しているという皆さんの姿勢に圧倒されるくらいの気持ちだった。皆さんお思いなのが、これから大変だなという感想。でもまず、「これから大変だな」と思うのが小さいけれども大きな第一歩なのかなと思った。その中でもわくわくすると感じる人もいて、そういう人のパワーはすごく大切だと思うので、そういったパワーに押されつつもやっていけたらいいと思う。憲法の勉強をする中で、地方自治は民主主義の学校といわれたりする。小さなコミュニティであればあるほど民主主義の学校である。これから作る自治基本条例にしてもまちづくりにしても、そこで皆さんの民度、民主主義が問われていく形になるので、その一助、手助けができればいいかなと思っている。

(委員長)

じっくり時間をかけて取り組んでいく仕事ではないかなと感じた。自治基本条例の名称も考えていくにしても、プロセスのジグザグさ、豊かさを大切にしないと、拙速にしてしまうと、せっかくのみなさんの力が吸収されないのかなと思っている。そのためには、時間を延ばすということだけでなく、密度を高めて議論する時間を作っていきたいと思った。

橋本市も財政状況等を見ると、これからの人口減少、少子高齢化で今までとおり橋本市の行政と地域の営みの仕組みが続いていく保障はなくなってきているという現状認

識をまず共有すべきであると思う。地域づくり組織にしても、今までのやり方を廃止するというのではなく、時代に合った形で継続するところは継続する、見直すところは見直すという決断と選択をしていかないと、次世代に責任を持ってないような状況になっているのではないかという思いである。

また、名張市はよくできているが、市職員は随分苦勞しているのではないかと思う。住民とも苦勞しているだろうし、議会ともスムーズにいったわけではないと思う。しかし、職員も議会も市民もまさに協働で力を合わせて橋本市にふさわしい条例の作り方、条例制定後の橋本市のまちの作り方、それぞれの繋がり方を考えるいい出発点になったのかなと感じている。

小委員会の方たちには、今日の視察のレジュメがヒントになると思う。橋本市でどう言葉にするか、どういう合意形成をするかということを含めて、皆さんと力を合わせてやっていきたいと思う。

せっかく名張市へ来たわけなので、あちこち浮気をせず、名張市の地域の人に聞いてみるとか、検討委員をした人に聞いてみるとか工夫をして、名張市を喰らい尽くすような、今日一日で終わらせることなくやっていけたらいいなと思う。本日は皆さんありがとうございました。

(委員)

いろんな評価があると思うが、名張市は半分面白くて半分怖いなと思った。名張市長は明確にニューパブリックマネジメント、小さな行政体を目指そうというスタンスで、厳しい財政難を考えるとそれはやむをえないところがある。小さな自治体になるには二通りのやり方があり、ひとつは「お金がないから住民で勝手にやって」というやり方、もうひとつは「住民みんなのやる気を支援して、結果的に自治体が小さくなる」というやり方。ふたつのやり方は着地点は同じでもアプローチの仕方は違う。前者をとると、本当の自治に繋がるのかと考えたときに疑問が残る。

また、公民館もいろいろな自治型の事業ができると思うので、教育委員会型での公民館でも新しい組織体、事業形態ができないかなと考えている。橋本市は橋本市らしくできるやり方があるのではないか、何もかも名張市のマネをする必要はないかなと改めて感じた。

次回予定

●策定委員会 平成 29 年 9 月 29 日 (金) 午後 1 時 30 分～

●小委員会 平成 29 年 8 月 17 日 (木) 午後 7 時～

※小委員会の傍聴は橋本市自治基本条例策定委員のみ可能。

【会議録署名欄】

委員長

堀内秀雄

【会議録署名欄】

委員 田村 亜美

【会議録署名欄】

委員

柴 田 香織
